

大阪市立大隅東小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていない。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意すること。いじめの定義に則り、いじめを積極的に認知し、組織的に対応することが大切である。

2. 本校の基本方針のポイント

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、学校目標である「未来を切り拓く力をもった心豊かな子どもを育む」ために、「大隅東小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。未然防止を最優先として取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校づくりを進めるために、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な取組により児童の意識高揚を図るとともに、教職員の研修を計画的に実施し、指導力の向上を図る。
- ② いじめの未然防止・早期発見のため、教職員は日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化やSOS信号を見逃さないようにする。
- ③ 保護者や地域との連携を積極的に進めるとともに、「保幼・小」、「小・小」、「小・中」連携を一層深めていく。
- ④ いじめに関する問題は関係教職員だけで対応せず、いじめ対策委員会で直ちに情報を共有し、その後は、当該委員会が中心となって速やかに対応を行う。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

未然防止の基盤とするために、主に次のような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

- ①児童が、周囲の友人や教職員と信頼しあえる関係であること。
- ②安心・安全に学校生活を送ることができること。
- ③規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できること。

(1) 授業改善について

- ①授業研究会を通じた授業改善や習熟度別少人数授業などの個に応じた指導等で、児童が主体的に取り組める授業づくりを進め、すべての児童が互いのちがいとよさを認め合い、互いに高め合う学習を行えるようにする。
- ②一人ひとりの個性を共感的に理解しながら学習規律等を全教職員で周知、徹底することを通して、児童に学ぶ姿勢が身につくようにする。
- ③児童が集団の中で主体的に学習することを通して、所属感や達成感を繰り返し味わい、自己肯定感を高め続けられるようにする。
- ④学習参観や土曜授業、出前授業など児童が学校外の人々との触れ合える機会を大切にしてい、児童が学校外の人々から承認、賞賛されるようにする。

(2) 自己肯定感を高めるために

- ①たて割り活動や各委員会活動において、児童一人ひとりが主体的に取り組めるように指導の在り方を工夫し、ともに楽しみ、喜び合えるようにして、所属感や達成感を繰り返し味わい、自己肯定感を高め続けられるようにする。
- ②地域の人との交流や社会見学などの体験的な活動をさらに工夫・充実し、児童が自らのよさに気づき、互いのよさを実感できる機会を計画的に実施していくことで、地域とのつながりや自分の生き方を深められるようにする。
- ③学校生活の規律を守る集団を育成するとともに、一人ひとりの違いよさを認め、自分らしさが発揮できる学校の雰囲気づくりに取り組み、児童がもつ能力を最大限発揮しながら個性が伸長するようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳教育、人権教育の系統的・継続的な全体計画を作成し、児童の実態にも配慮しながら全体計画に則して年間指導計画を充実させ、実践する。
- ②全校集会や学級活動などで、教職員全体が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ③いじめている児童はもとより、周りで見ていたり、はやし立てたりする児童についても毅然とした態度で指導を行う。「傍観者」が相手の心の傷をより深いものにすることがあることを伝え、人を思いやる態度を育てる。
- ④社会全体に携帯電話やスマートフォン、パソコンの利用が進む中で、「情報モラル・リテラシー」の指導を進めるとともに、保護者に対しても啓発を進める。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを

隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日々の学級指導、登下校指導等を通じて、児童理解に努めるとともに、些細なことでもすぐに指導者に伝える方法を児童に保障する。
- ② 学期に1回いじめに関する児童アンケートを実施する。また、日常の児童の様子、日記などからいじめの実態把握に努める。必要に応じて個別に聞き取り等を行い事実確認に努めるとともに、教職員全体で共有できるようにする。
- ③ 保護者や地域と連携し、児童の変化を相互に迅速に伝えられる信頼関係を構築する。家庭訪問や個人懇談会、連絡帳のやり取りなどにより情報を集めるとともに、確認された事実について教職員全体で共有できるようにする。
- ④ 情報は、5W1H（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）を収集の基本とし、毎月開催している児童理解研修会等で意見交換をする。緊急の場合は、職員朝会などを利用して周知する。
- ⑤ 教育委員会をはじめ、PTA、地域、所轄警察署（生活安全課少年係）、民生委員・児童委員、さらにはこども相談センター、区役所子育て支援室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図る。また、保護者に対し、「いじめ相談窓口」の周知を行う。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通知を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」を開き組織的に対応する。被害児童を守る。また、加害の立場にある児童には行為のみならずその背景にも着目し、共感的にしかし毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめの発見・通報をうけたとき

いじめと思われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、当事者ならびに周囲の児童から個別に聞き取りを行い、迅速に事実確認をする。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に思いを受け止め、話を聞く。いじめの事実が認められた場合、指導方針、役割を明確にし、児童・保護者への対応を組織的に行う。さらに、教育委員会をはじめ関係諸機関への報告を行い、連携して対応を進める。

② ネット上でのいじめについて

ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

③ 児童・保護者への対応

いじめられた児童に対しては、安全確保を最優先し、全教職員が情報を共有しながら見守りの体制を整える。「あなたが悪いのではない」とはっきり伝えるなど、自己肯定感を高めるよう配慮する。また、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、

以後の対応を行う。保護者に対してはその日のうちに迅速に連絡をとり、事実関係を伝える。また、全教職員の協力のもと見守りを行うなど、いじめられた児童を徹底して守り通すことを伝え、不安を和らげられるようにする。いじめた児童に対しては、「いじめは相手の心を傷つけ、命を奪うこともある、絶対に許されない行為」であることを理解させ、自らの行為の重大さを自覚させる。ただし、いじめた児童がかかえるつらさや問題など、いじめに向かった背景にも着目し教育的配慮のもと、共感的にしかし毅然とした態度で加害の立場にある児童を指導する。また、保護者に対して迅速に連絡し、事実とその背景、今後の指導について十分な理解と納得と協力を得るように努める。さらに、それぞれの保護者に互いの児童の思いと今後の指導方針、相談体制等を伝え、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

④いじめが起きた集団への働きかけ

個人情報やプライバシーには十分配慮したうえで、他人事ではなく、自分自身の問題としてとらえられるように指導する。全校集会や学級会などで話し合うなどで、いじめは絶対に許されない行為であり、傍観は加害と同じであるということを徹底して指導し、いじめを根絶しようという意識を行き渡らせるようにする。いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではない。被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの児童全員を含む集団が、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いのちがいとよさを尊重し、認め合う人間関係を構築する集団づくりを進める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①組織名「いじめ対策委員会」

②構成メンバー 校長、教頭、教務主任、生活指導部長、学級担任

必要に応じて、人権教育部長、保健主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、道徳教育推進教諭、関係者も加わる。

③役割と開催時期

いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての方針に沿った学校運営を担うことを目的とし、予防と早期発見の組織体制を構築する。また、いじめ問題の判断を行い、いじめ事案発生時に関係者を招集する機能をもつ。いじめ問題について、緊急に会議を開催し、情報の共有と事実確認、保護指導および支援などの方針を決定し、解決に向けての取組を進める。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

④年間計画

○ 調査等

- ・児童対象いじめアンケート調査年3回（7月・12月・3月）
- ・学校評価アンケート調査年2回（9・1月）
- ・学級担任による聞き取り調査随時

○ 研修会等

- ・児童理解研修会 毎月実施

- ・市人教研究大会 6月
- ・東淀川区区人権教育研修会 8月
- ・東淀川区人権教育実践交流会 11月
- ・校内人権教育実践交流会 2月

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①学校協議会において「いじめ防止基本方針」を周知し、協力を仰ぐ。
- ②学校ホームページを積極的に活用し、相談窓口の周知や学校の取組などの情報発信を行う。
- ③必要に応じ、スクールカウンセラー、地域の民生委員・児童委員、子ども相談センター、区役所子育て支援室、大阪市教育委員会等に支援を要請し対応にあたる。

(3) 取組内容の検証

- ①運営に関する計画の最終評価において取組に対する評価を行い、今後の取組について強化や修正を検討する。
- ②日常的に児童の様子を把握したり、上記アンケートや欠席日数などで検証したりして、未然防止の取組や再発防止の取組が成果をあげているかどうか検証する。

7. 重大事案への対処

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、次の対処を行う。

- ①重大事案が生じた旨、速やかに大阪市教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。
- ②学校は、「いじめ対策委員会」の組織活動をもとに事実関係を明確にし、保護者や関係諸機関に情報を提供する。なお、情報提供の窓口は管理職とする。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、可能な限り調査に協力する。
- ③調査により明らかになった事実関係についての情報を、いじめを受けた児童・保護者に適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮する。